

高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業について

1 概要

光熱費や食材料費の物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、支援金を交付することで、施設等において提供される食事の質を確保し、利用者が安心して介護・障害福祉サービスを利用できる環境の維持を支援します。

2 交付対象者

- ・介護保険法等に規定する別表に掲げる事業所のうち、申請日時点において、深谷市に所在する事業所であること。
- ・令和8年1月1日において事業所を休止していないこと。
(ただし、事業所の一部を休止している事業所を除く。)
- ・申請日時点において事業所の休止又は廃止していないこと。
- ・代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与しているものが深谷市暴力団排除条例（平成24年深谷市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

3 支援金額

- ・入所系事業所 定員1人当たり 26,900円
- ・通所系事業所 1事業所当たり 216,000円（食事提供あり）
45,700円（食事提供なし）
- ・訪問系事業所 1事業所当たり 4,500円

4 申請方法

- ① 申請書兼請求書類を持参または郵送
- ② 申請書兼請求書類のPDFまたは写真をメール

※印影が鮮明なものに限ります。

5 申請書類

- ・深谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・内訳書（複数の事業所分を一括して申請する場合のみ必要）
- ・振込口座の通帳の写し（銀行・店舗コード、口座名義カナが記載のページ）

※様式は市ホームページにも掲載しています。

タイトル：深谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業（高齢者施設）



<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/fukushikenko/chojufukushi/tanto/kaigohoken/zigyousyo/18970.html>

6 申請期限

令和8年3月2日(月)

7 提出先

深谷市役所 1階 長寿福祉課 8番窓口

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

E-mail kaigo@city.fukaya.saitama.jp

8 申請後の流れ

- ① 申請書兼請求書類の内容に不備や誤りがないか確認します。
- ② 交付決定通知書を紙媒体で送付します。
- ③ 振込先口座に支援金を振り込みます。

9 注意事項

- ・ 光熱費（ガソリン・電気料金・ガス料金）、食材費等の領収書等については、支援金の交付を受けた会計年度終了後、5年間保存してください。
- ・ 入所系事業所については、大里広域市町村圏組合または埼玉県の登録情報を基に、定員数を入力しています。
- ・ 交付対象者について、保険医療機関・保険薬局のみなし指定のものおよび空床利用型のものを除きます。
- ・ PDFまたは写真で申請する場合は、印影等が鮮明なものに限ります。印影が鮮明でないもの、影が入り記載が見えにくいものは再提出を求める場合がございます。
- ・ 振込先口座を記入する際は、通帳の表記と相違がないよう記入してください。
(役職名、代表者名、口座名義カナ、スペースの有無など)
- ・ 請求金額は訂正印を使用しても修正できません。
- ・ 同内容の事業を障害者施設に対しても同時期に実施しています。様式の詳細が異なりますのでお間違いないようご注意ください。
- ・ 原則、個人の口座にはお振込みできません。